

総務産業常任委員会記録

日 時 令和4年11月25日（金曜日）14時00分～16時44分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、阿部委員、工藤委員、船本委員、森議長
ワザハバー 村田議員、小寺議員、金木議員、舟見議員、平山議員

事務局 豊島局長、嶋元係長

逢坂委員長

それでは、ただいまから総務産業常任委員会を開催したいと思います。

本日の調査案件でございますが、大きく3件ございまして、1件目は商工観光課の商工産業及び観光産業の現状と課題について、終了後、閉会中の継続調査、審査事項には入ってはいませんでした。総務課の地方公務員法改正に伴う職員の定年延長等についてと個人情報保護法改正に伴う制度の見直しについて、この2件について調査案件といたします。この後、それぞれ担当課より説明をしていただきまして、委員会を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず最初に1件目の商工観光課の商工産業及び観光産業の現状と課題について、担当課、高橋課長より説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

1 商工産業及び観光産業の現状と課題について

説明員 商工観光課 高橋課長、近藤係長

高橋課長 14:01～14:21

それでは、私のほうから商工業、観光業の現状と課題についてそれぞれ説明させていただきます。説明は、座ってさせていただきます。

まず、商工業の現状と対策に対しまして、町制度の活用状況につきまして、お配りした資料に基づきましてご説明いたします。

まず、1番目、雇用促進助成制度の活用状況につきましては、この事業につきましては新規雇用した事業主に対しまして、正社員36万円、最長3年間、常用パート社員で12万円、最長1年間を助成するという制度になっております。

平成27年度より障がい者要件、令和元年度より新卒者要件を追加し、実施しております。

次の（１）、申請・交付状況（業種別）、（２）、同じく（年代別）ということで、交付に関しましては１年間雇用した後に交付される事業になっておりますので、令和元年度から令和３年度までの指定を受けた方が交付対象となっております。

交付実績につきましては記載のとおりとなっております、本年度、令和４年度で指定を受けた、今現在受けている状況としましては、３社４名の方がそれぞれ１年間雇用を受けた後、支給を受けるような形になります。

年代別に関しましては、令和４年度の指定に関しまして、３社４名の内訳としましては、３０代が２名、４０代が１名、５０代が１名となっております、そのうちの１名が障がい者要件に該当する方を雇用しております。

参考といたしまして、この制度始まってから４年度までの指定件数、それと次のページには交付状況として件数を記載しております。

（３）番の助成金交付額につきましては、今言った実績を基に支払った、交付決定された額を記載しております。直近の令和３年度に関しましては、正社員３６万円が１４名の、このときは新採要件で１名おりましたので、４８万円が１名、合計で５５２万円の交付決定により実施しております。こちらの事業につきましては、１１月でこの状況ですけれども、状況によっては今後指定が増えていくのも考えられると思っております。

次、２番目の中小企業特別融資制度の利用状況につきましてですが、こちらにつきましては中小企業の育成と経営の合理化を促進するため、特別融資制度を設けて企業のほうに融資をしております。

利用状況につきましては、令和２年度末、３年度末、そして４年度の１１月末という状況で記載しております。御覧のとおり、２年度、３年度に関しましては、コロナの影響もありまして、利用率は下がっておりますが、４年度になりまして徐々に利用する方が増えているという状況になっております。４年度１１月末において４２件の利用がありまして、２億４,１００万８８８円の利用総額となっております。内訳といたしましては、運転資金で２７件、１億７,９００万円、設備資金、１７件で６,２００万円という内訳となっております。

これのうち新規で利用された方に関しましては、４年度１１月末においては１７件、１億６,５７０万円ということで、新規も徐々に増えてきている状況となっております。

次のページ、３番、製造業水道料金補助制度につきましてですが、この事業につきましては製造業企業の活発な生産活動の支援及び企業誘致を促進することによって工業振興を図るため、製造事業者の製造のために負担する水道料の一部を助成するもので、平成２５年から始まりまして、昨年、令和３年度の実績といたしましては５事業者に対し総額２５３万４,０００円の交付をしております。こちらに関しましては、過去見ても５から６事業者が利用して、額的には年間２５０万円前後という形で利用されております。

次に、企業振興促進助成制度についてですが、1つ目の離島観光振興等に関する補助ということで、こちらは離島地区の離島振興等を図るため設備の改修または更新であったり自社の社員住宅用の住宅取得または改修であったり、町外からの労働者確保事業に係る費用について一部補助しているもので、25年から令和4年までの実績といたしまして、記載のとおりとなっております。令和4年度につきましては、1事業者の活用があり、事業費118万8,000円に対して補助決定額が59万4,000円、内容につきましてはキャンプ場トイレの設置ということで……。こちらにつきましては、次年度以降も利用される方がいるということで相談を受けております。

(2)、新規創業者に対する支援ですけれども、これにつきましては新規創業者に対して店舗の家賃補助と借入金の利息及び補償金の補給を行っております。平成27年から始まりまして、記載のと通りの活用状況となっております。令和4年度につきましては、新規1件、事業者がありまして、継続含んで2事業者が活用しております。新規に関しましては、利子補給分と家賃補助、継続分に関しましては利子補給分として合計として13万5,000円の支援を行っております。こちらに関しましては、30年で新規あつて以来、久々の新規ということで、相談は受けているのですけれども、取りあえずこの制度に該当するかどうかというところで話し合いながら進めてこの1件が該当しております。今後も店をやりたいとかという話もちらっとは出てきておりますので、それに該当するような形でいろんな制度を見比べながら活用していきたいなとは思っております。

(3)、事業場の立地に対する助成ということで、これにつきましては羽幌町内に事業所等を新設または増設する方に対して助成を行うものでありまして、28年度からの状況から令和3年までの事業で、年間1事業者から2事業者の活用がございます。今年度については予定はないのですが、来年度についてはまた活用する予定ということで相談は受けております。

(4) の新商品・新サービス開発支援事業ですが、こちらにつきましては町内の中小企業者が新サービスを開発する場合等の費用の一部を補助するというもので、実績といたしましては平成29年、30年の実績以降、実績はございません。本年度についても予定はないということで、これにつきましてはほかの制度の事業も似たような事業がございますので、そちらかこちらかということでの条件のいいほうを選んだ結果というのも多少影響しているのかなとは思っております。こちらにつきましても、相談を受けたときにどの事業がいいのかということで、条件のいいほうということで相談に応じて、この事業がよければこちらを使っていただくということで、今後もその条件によって使っていききたいとは思っております。

(5) 番、空き店舗活用につきましてはですが、こちらは町内の事業者が町内の空き店

舗に移転または新たに店舗を開設し、店舗の改修等を行ったときに係る経費の一部を助成するというものでありますが、平成28年度から現在まで実績はございません。こちらに関しましても、相談は受けてはいるのですけれども、なかなか適合するといった、合ったような条件にならなかったもので、今年も何件かこの店という部分ではあったのですけれども、事業者の対象要件に引っかかってこないものもあったもので、これについては今までも言っているとおり、見直しを含めながらやっていきたいかなとは考えております。

次に、5番目、中小企業者等販路拡大事業につきましてですが、こちらにつきましては中小企業者の自社製品販路開拓により商工業の振興及び地域経済の活性化を図るため、出店料や旅費等に係る経費を予定しているものであります。活用状況につきましては、平成28年に1事業者、29年に2事業者がそれぞれ道外の展示会等に出品するために活用しております。それ以降、30年から4年度までにかけては実績はない状況となっております。こちらにつきましても、他の事業で本当に同じような事業がございますので、条件がいいほう、いいほうということで商工会とも話し合いながら、こっちにするのかあっちにするのかということで決めながらやっていますので、こちらの事業のほうが条件がよいのであれば、また活用の機会はあるのかなとは考えております。

次に、6番、六次産業化促進事業、これにつきましては六次産業化を目指す農林事業者と連携して事業活動を行う中小企業者の事業場の新設または増設、新製品開発及び研究に対して補助しているものです。こちらの実績といたしましては、28年から令和4年度までの実績として、平成29年に1事業者、令和3年度に1事業者と活用はしております。こちらにつきましても、相談は何件か来ておりますが、国の六次化の認定ということで時間かかる部分もございまして、まずはそちらのほうの相談をされた上で、認定になりますと補助率とか上がっていきますので、なるたけいい条件で使えるような形で商工会等々も含めながら事業者等の相談に乗っている状況です。来年度は一応使う予定ではおりますが、この認定の状況によってまた延びるだろうということで、一応今来ている事業者に関してはそれぞれ相談を受けながら、どの事業というか補助がいいのかという部分も含めて今相談というか、実施している状況でございます。

7番目の中小企業者持続化支援事業につきましては、町内の中小企業者等が持続的な経営に向け収益増加のための投資、設備改修費用等を対象に助成しております。こちらにつきましては、設備等への投資といたしまして、29年度から令和3年度までの実績ということで、それぞれ活用はされております。令和4年度につきましては、実績としては今上がっていませんけれども、こちらに関しましては使いやすい事業ということで、相談の内容によってこちらの事業の活用を協議、検討していただいたりはしております。

この中には、事業承継というのもございますが、こちらに関してはなかなか、相談されない状況が今の状況なので、今後商工会ともタイアップしながら、この辺に関しては事業承継という部分で進めていきたいなとは思っております。

8番目の人材育成支援事業についてですが、こちらにつきましては町内の中小企業者が専門知識等の技術を向上させ、または新たな事業展開を行うための必要な講習会であったり、資格取得に要する費用の一部として助成している事業でございます。この事業については29年に新設して、29年、30年と実績はございますが、これ以降につきましてはコロナの影響もあって外に出られないという部分もあったのかもしれないですけども、事業としては4年度、現在まで実績はない状況となっております。こちらにつきましても、コロナ明けということで新たな資格取得という部分での相談があればこちらを使っていただくことにはなるので、コロナの状況を見ながらということにはなると思っておりますけれども、この事業に関しましては資格取得にはかなり有利な部分もありますので、活用していきたいなと考えております。

次に、9番、社宅建設促進支援事業ということで、こちらにつきましては平成30年から新設された事業として、町内に社宅を建設する事業者に対して建設費用の一部を補助するという事業となっておりますが、実績といたしまして30年に1事業者の活用がございましたが、それ以降、どこかのタイミングでも説明したとは思っておりますけれども、コロナという部分において社宅まで建設するという事業者はなかなか現れないということで、うちのほうの予算的には徐々に減らしてはいきますけれども、事業自体はこのまま状況を見ながら続けていきたいかなということで、事業自体はなくさないでこのまま残しています。何件か相談はいただいているのですけれども、やはり時期とか規模とか、条件に合わない部分がありまして、また造ると言っても造らなかったとかという話もあるので、こちらについては状況を見ながら、内容も含めて、前にもご説明したように使いやすいような形で見直しをかけていきたいなとは考えております。

10番の外国人技能実習生受入支援ということで、こちらにつきましては国の外国人技能実習制度を使って技能実習生を受け入れている事業者に対しまして支援するもので、令和2年度から4年度までの実績として1事業者3名に交付予定となっております。こちらにつきましては、商工観光に該当するのが水産加工業ということで1件、実績から予定まで同じところで今予定されておりますので、この事業につきましては受け入れて1年後の状況を見て、30万円の助成金を支払われているもので、今回新たに3名ということで、補助金としては来年度ということにはなると思っておりますけれども、水産加工のほうで3名受入れしているという状況なので、それに対処していきたいなとは思っております。

まとめとしまして、商工業の事業につきましては、令和元年、2年、3年とコロナの状況によって使われなかった部分もあるのですが、ここにきて徐々に活用件数が増えてきておりますので、うちのほうも事業の活用ということで、事業者のほうには周知しながらこのまま進めていきたいと思っております。

商工業としては以上です。

逢坂委員長

ありがとうございます。引き続き観光事業の現状と課題について。

近藤係長 14:21～14:29

観光事業の現状と課題ということで、私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料の1、観光振興事業についてということで、(1)、令和4年度観光振興事業実績としまして、別紙資料1を御覧ください。この資料にあるのは、実施主体としては町、観光協会、実行委員会と、町が関わる3年度実施した観光振興事業の実績、一部今後の予定を含め、これらを一覧にしたものになります。その中から何件かピックアップしてご説明させていただきます。

1つ目として、町内事業・イベントでは、ナンバー3になります天売島ユニフェアについては、新型コロナウイルス感染症が島内で急拡大したことから、天売港で予定していたユニを活用した体験メニューや漁協青年部出店予定の屋台については急遽取りやめ、打ち上げ花火のみの実施となりました。ナンバー4の焼尻めん羊フェアについては、当初の予定より参加店舗が1件減ったものの、3件で焼尻めん羊肉のメニューを計207食提供いたしました。また、めん羊フェア初日には焼尻港で花火の打ち上げを行い、天売、焼尻両島で同時に花火が上がりました。次年度につきましては、観光協会各支部と協議を行っているところではありますが、天売島についてはイベント用の良質のユニの入手が困難であるとのことから花火の打ち上げのみを検討しており、焼尻島については今年度同様めん羊フェアの開催を予定しているところであります。

2つ目として、ナンバー6、はぼろ花火大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、打ち上げ場所を非公開とし、羽幌港北防波堤で打ち上げを行いました。人の流れとしましては、従前の打ち上げ場所である西防波堤へ集まる方が多かったですが、昨年打ち上げた北防波堤周辺へ集まる方のほか、羽幌橋などから観覧する方もおり、一定の分散は図られたのかと思っております。

3つ目として、ナンバー7の合宿誘致事業については、新型コロナウイルスの影響により減少

しているところではありますが、町内の宿泊施設に空きがなく、お断りさせていただいた団体も6件あるところではあります。なお、12月には旭川の高校、ソフトテニス部、翌1月には札幌のサッカークラブによる合宿が予定されているところでもあります。

次に、2、町外事業・イベントプロモーション活動についてですが、ここ2年間は新型コロナの影響でほぼ活動ができていないところであり、年度当初もその影響により中止となった活動もあるところではありますが、資料のとおり予定も含めまして13回の活動を行っております。このほかにも、ホテルポールスター札幌や埼玉県のリオンレイクタウン、札幌ドーム大ほっかいどう祭、旭川サービスエリア、札幌地下鉄大通で観光誌の配架、北海道の海外事務所や北海道観光振興機構のSNSを活用した海外への情報発信も行っております。来年度につきましても、効果的なPRの機会を探しながら、春から夏にかけては観光情報の発信など観光シーズンの誘客中心となるPRを行い、秋から冬にかけては食を活用したPRを中心に行っていく予定であります。

資料1の本年度の主な観光振興事業実績については以上となります。

次に、初めのページに戻りまして、(2)、令和4年度上半期観光客入込状況についてですが、資料2のほうを御覧ください。まず、天売・焼尻については、各月で前年に比べ増加しており、上半期では前年より2,360人多い1万831人の入り込みとなっております。この増加の要因としては、新型コロナ感染症の影響によるものと考えております。

次に、3年ぶりに開設したサンセットビーチは、開設期間で一番の集客が見込まれる花火大会を例年の7月下旬から8月へ変更したことで7月の入り込みが大きく減っておりますが、新型コロナの影響など海水浴客自体の減少によって、前回、令和元年度より7,095人少ない9,703人の入り込みとなっております。

次に、各イベントの入り込みについては、いずれのイベントも中止となっております。

裏面に行きまして、はぼろ温泉サンセットプラザについては、全ての月で前年より増加しており、上半期で前年より2万213人多い6万5,399人の入り込みとなっております。

次に、はぼろバラ園については、9月を除いて前年より増加しており、前年より1,626人多い2万2,460人の入り込みとなっております。なお、バラ園の入り込みは管理人がバラの管理業務を行いながら推計しており、客観的な推計を取るため令和元年12月から設置した公衆トイレの入り込みカウンターによると、前年より6,547人多い4万5,825人の入り込みとなっております。

資料2の令和4年度上半期観光客入込状況については以上となります。

続きまして、一番初めの資料に戻りまして、2の観光施設の状況についてですが、まずいきいき交流センターは今年度大きなものとして、出入口改修や空調設備取替えなど

を行っております。いきいき交流センターについては、次年度以降も必要な修繕、設備更新を検討していくこととしており、特にコスト面でも施設の魅力化の面でも多く関わる温浴施設については、有識者を交えながら今後の改修方法について検討していくこととしております。

次に、はぼろバラ園は、今年度防風ネットの修繕、枯れ木の撤去を実施、また栽培方法についても環境配慮などSDGsに即するため、減農薬による栽培やバラから発生する花卉や剪定枝等の堆肥化にも挑戦しております。次年度以降は、希少品種の維持などを目的に、株の自家養殖も検討しているところであります。

サンセットビーチにつきましては、昨年度の大雪により被害を受けた防護柵と物置の解体を実施し、次年度以降は必要な設備等の再確認を行いながら修繕を検討してまいります。

天売・焼尻自然公園は、天売さわやかトイレ浄化槽蓋取替えを実施し、焼尻工兵街道記念碑土台の簡易補修を実施しました。次年度は、天売さわやかトイレの水漏れ修繕を予定しているほか、観光事業者、協会支部の意見、要望を踏まえ、必要な環境整備を実施していきたいと考えております。

なお、北海道所管施設については、本年度焼尻自然林内人道橋修繕及び看板取替え、オンコ林トイレの洋式化などが実施されており、次年度以降についても設置者に早期の改修を要請していくこととしております。

観光事業の現況と課題について、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

逢坂委員長

ありがとうございます。これから質疑応答を受けたいと思いますが、まず進行上、商工業の現状と対策をまず受けまして、それが終わり次第、観光事業の現況と課題についてという順番に質疑応答をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、商工業の現状と対策について、今高橋課長から説明がございましたので、これについて質疑等があれば受けたいと思っております。何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:29～16:08

磯野副委員長 10番目の外国人の技能実習生受入支援事業のことで、令和2年、3年、それぞれ3名ずつなのですけれども、コロナの影響は全くなかったのですか。予定どおり3名予定して3名入ってきたというふうに理解していいですか。

高橋課長 聞いているところによると、3名予定で3名入ってきているのですけれども、時期に関しては遅れたかもしれないです。このほかに漁業のほうでも入れているのですけれども、こちらのほうは何か来なかったとか来たとかという話はしているのですけれども、漁業に関して岡田水産さんですけれども、こちらのほうに関しては予定どおりということで、令和3年度の場合は実績として交付しています。4年度につきましては3名追加という部分では確認しておりますので、今後支払うという形にはなると思います。

磯野副委員長 2年度、3年度、4年度、3名、3名、3名となっているのですけれども、3名ずつ毎年入れ替わっているのか、それとも同じ人で翌年も同じ補助金をもらってということ。

高橋課長 この事業に関しましては、1人1回ということになっておりますので、別々な方で、2年度から始めているのですけれども、徐々に人は増やしているという部分で、一番最初の人3年という縛りが、最長3年ということで、外国人技能実習生の制度に関しては3年ということなので、入れ替わりになっているのかという部分に関しまして、令和2年度対象になっている方は1年居て支払っているのです、それ以降3名増えているという部分もあるかもしれないです。ただ、新しい人、新しい人で毎年半分ずつの受入れはしているということで伺っております。

工藤委員 5ページの新規創業者に対する補助という部分あるのですけれども、これは家賃補助の部分は同じお店が27年度、28年度、29年度、30年度、この方ずっとなのですね。これは、制限はないのですか。同じ人が何年もずっと補助を受けるということは。

高橋課長 新規創業者に対する補助に関しましては、家賃補助に関しましては事業開始から2年間。利息、保証料等の補給に関しましては、借入れから5年分の償還分までということで、それぞれ期間が違っております。

工藤委員 ガナールさんの家賃補助が27年、28年、29年、30年も……（30年は。の声）（利子補給だから。の声）（家賃補助が3年。の声）家賃補助は3年

間か。(2年。の声)でも、これは3年間補助しているということ……

高橋課長 年度またいでいるということで、24か月分しか出ないので、年度は3年間またいでいるかもしれないですけども、24か月分の支給となっております。

工藤委員 そうしたら、そういうことになると家賃補助は2年間でもう終わりだということではないのですか。

高橋課長 はい。家賃に関しましては、事業開始後2年間ということになっております。

阿部委員 6ページの空き店舗活用に対する助成の部分で、先ほど課長のほうからも説明はありましたけれども、相談はあるのだけれども、別の制度を使ったほうが良いということで、今後見直ししていくのかなと思いますし、自分も何度か相談に行ったことあるのですけれども、どうしても制度そのものが、もう空き店舗を改修してから相談であったりとか、そういったことでなかなか制度が使えないまま終わってしまった方とかもいたりするので、今後その見直ししていくに当たって、どういったところを見直しをかけていくのか。自分もあれなのですけれども、例えば商工業者がその空き店舗を……商工業だけだったのが、例えば別の分野で使いたい人もいれば、そういったところも該当させていくのか、その辺はどういった形の見直しをしていくのかなというのをまず聞きたいなと思います。

高橋課長 別の分野でいくと、これは企業振興条例の中にある部分なので、どうしても中小企業者中心にはなると思います。直していく部分に関しましては、今回相談を受けて断ったというのが、新たにやろうとしている方、今まで事業実施の経験がなくというところで新規創業という形にはなるのですけれども、そちらの方が借りてという部分になると、あくまでも今までやっていた事業者が空き店舗を活用してという制度になっているもので、そこは使えていなかったという部分で、そこはうちのほうも見直しは必要なのではないかなとは考えております。今までも実績等はない

のですけれども、結局制度の読み込みしていても合致しないような部分が結構出てきているものですから、こちらも今うちの内部ではこうやって直したほうがいいのかという協議は進めているのですけれども、なかなかどう直したら使いやすいのかという部分が見えてこない部分もあるので、たださっき言ったように、新規でもこの部分を使って、空き店舗を使えるようになれば、まだ枠は広がるのではないかなという考えも少しはありますので、もう少し検討させていただきたいなということでは思っております。

阿部委員 今課長のほうから新規で創業したい方ということで、先ほど5ページの部分なのですけれども、これについては家賃補助と創業に係る利子補給、借入れの部分の利子補給で、そちらの新規創業に対しては改修とかそういった補助はあるのかないのかもお聞きします。

高橋課長 今言われた部分に関しましては、正直ないです。新規になると、どこか借りて直したいと言っても、今うちの現行制度の中では合致するものがないもので、先ほど言ったようにそこも含めて、改修費用もあれば枠とか、どの程度の利用、活用も増えていくのかなという部分もあるので、それが企業振興内でやるかどうかというのはまた別になってくるのですけれども、今検討しているのが新規で改修から何かという部分で何か支援できるものがあればもう少し、今事業者がどんどん減っている中で増えていく要因の一つになるかなという部分では検討はしている段階です。

阿部委員 ぜひ家賃補助だけではなくて、改修も含めていただいて、課長のほうからも検討していきたいということもありましたので、そうすることによって新規で創業する方に対しての補助にもなりますし、地元のほうで改修すれば、そちらのほうにも回ってくるということなので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、中小企業持続化支援事業の活用状況、8ページ、事業承継のところですか。そちらのほうでたしか補助率、補助額もよかったと思うのですけれども、なかなか利用する方もいないということで、事業承継ですので、ハードルの高いところもあると思うのですけ

れども、これについては今後も同じような感じで制度そのものは事業承継という、質問していいかあれですけれども、形でいくのか、実績がずっとないような状況なので、どうするのか、その辺お聞きしたいと思います。

高橋課長

これに関しましては、うちもそうですけれども、商工会ともいろいろ話をした中でなかなか出てこないというのは今までどおりなのですけれども、ただ今後は逆に必要になってくるのではないかなという形ではしゃべってはいるのです。今までつくったときには、まだ余裕があるけれども、誰も継ぐ人がどうのというよりも、まだ辞めないしというところが多かったとは思っていますけれども、今になると多分どんどん、どんどん後継者いなくて辞めていく店というのがこれから増えていくのかなという予想はしております。これに対応して、家族間でのあれができればいいのですけれども、できない方に関しては誰かやりたい人とのマッチングという部分もこれからは考えていかなければいけないのかなというのは商工会のほうとも話はしているのですけれども、なかなか進んでいかないというのが現状で、ただこれを利用する方がまだ俺は大丈夫と思っている人がかなり多いみたいなので、これについては今後必ず必要になってくるのかなということで、うちのほうでは商工会含めて予想はしております。だから、このまま進めていきたいかなとは思っております。

阿部委員

商工会のほうとも今後必要になってくるということで、事業そのもの、事業承継の部分についてはこのままやっていきたいというところですので、自分もいろいろと聞く中でそういったのが今後必要になってくるだろうというのがありますので、例えば今その制度の詳しいあれは分からないですけれども、例えば事業承継してから3年の間はこの制度、事業承継分として該当するとか、何かそういったのがあったのかも、あくまでも事業承継するときだけしか該当しないのかどうなのかお聞きしたいと思います。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:42～14:43)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高橋課長 これにつきましては、事業継承した中で、どちらでも期間中1回を限度としての補助となっているので、ただ先ほどちらっと言っていましたけれども、補助限度額が継承者とその他ではちょっと違って、一般であれば3分の1で30万円、事業承継者であれば2分の1以内の100万円限度という部分で、金額は倍ぐらいにはなっています。ただ、この制度自体は1人1回という形でなっているので、それ以降また違う形で使う分にはほかの事業を使うという形にはなると思います。そこも含めて、今まで実績がないので、その辺も検討課題の一つかなとは思っています。

阿部委員 事業承継してから、例えばいつまで、一回も使っていなかったら、代替わりして3年、4年たって事業承継したので使いたいですといったときは該当するのか、それはどうなのでしょう。結構代替わりしてから、何年かたってから、事業承継した中でこういうのが必要なのだけれども……

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:44～14:45)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高橋課長 承継に関しまして、承継したときに立てる計画に基づいてのものなので、承継という部分での計画立てた中でこの中を直すという部分に関しては、これの補助を使ってという部分には該当してくると思います。だから、承継して何年かたってというのは、こちらの制度とは合致しないのかなと。あくまでも承継した時点で、その計画期間内に1回限りというようになっております。

阿部委員 課長の今の点あるのは分かるのですが、自分が言いたかったのは、今後必要になってくるという部分で、計画を立てて申請して補助が決定する中で、それをすぐ使うかどうかというのもまたあるとは思っています。

けれども、やっぱりすぐ使えればいいのでしょうけれども、何年かしてから使いたいという方も当然出てくるとは思いますので、代替わりしてからの。そういったときに、それがもう10年も20年もたっていればあれですけれども、もうちょっと幅を持たせてといいますか、事業承継してから何年ぐらいまではこの制度は、1回限りですけれども、該当しますよというような感じにしたほうがいいのかなどということで、お願いいたします。

高橋課長 難しいですけれども、これに関しましては事業承継するための事業になっておりますので、あくまでもスタート何年かという部分に関しては、この制度自体には合致しないのかなとは思っております。ただ、事業承継した後ということであれば、事業を進めて何年かたっているのであれば、逆に企業振興というか、ほかの制度を使った中での支援というのは考えられるのかなということで、今言われたことをこちらに盛り込むのは難しいかなとは思っています。

船本委員 空き店舗の活用についてなのですが、これ助成金のことなので、ここで聞くのもあれかなと思うのですが、関連がありますので、聞きたいのですが、これは申請が来るのを待って助成金を出すという形なので、今空き店舗があちこちにあるわけで、前に商工会でやった、ハートタウン向かいに休憩するような場所を造って、いろんな活用を商工会でやった経緯があるのですが、ああいうような、もう高齢者がどんどん増えているので、買い物行ったときに途中で休憩できるような、例えばそういうような、ほかのものでもいいのだけれども、何かそういうようなものを、来るのを待っているだけでなく、何かそういうような計画って今やっているのですか。

高橋課長 商工としては、そういう考え方はないです。また、お年寄りの休憩場というのに関しましては、福祉になるのか健康支援になるのかというのでは、昔福祉にいたときはちらっとそういう話があったことは記憶しているのですが、空き店舗の中でできないかというのは別なところで、福祉なら福祉のほうでの話合いの中ではあった気がします。ただ、商工としては今使われている部分、使っていない部分の見据えている部分を

どうにかしてという、待っているだけというか、実際には使えるかどうかという判定もしていかなければならないですけれども、この辺に關しましてはこれから、今店舗の状況、またがっちりと調べて、これだけあるよという部分でも知らしめていけたらなどは考えております。

船本委員

高齢者となれば福祉のほう、あちらこちら、それぞれ仕事が変わりますからあれなのですけれども、そこら辺一体で関係のあるところはお互いにそういうような、できるだけこういう空き家を活用できるような方法を商工会と一体で、また関係のある課も入れて検討していただきたいなと思います。

もう一件、水道料金の補助金の関係なのですけれども、今の水道料金の改定の時期には1,000平米以上も使うというような事業者がなかったはずなのです。それで、そういうような単価の方法は、今単価表はないのですけれども、いずれも水道料金も改定してきて相当たっていますね。これは、水道課に言えばいいことなのだけれども、おたくのほうでも金、羽幌町としても出しているわけですから、そこら辺水道のほうとも打合せしながら、いつまでもいつまでもこっちのほうであれするというのは、これ出すのはいいのです。だけれども、これだけ浮けば、ほかのものに、また商工と打合せしながら使えると思うのです。新しいメニューなり、現行の制度の中でお金があればいろんなものに使えるので、できるだけそこら辺も水道課のほうとも、今下水道も企業会計になるわけですから、水道のほうもぜひそこら辺もあれして、水道課のほうでそういう単価のメニューを作ればいいだけです。当時はなかったのです、これだけ使うという業者が。その後にダイマル乳品あたりが使い出したのかな。それから、どんどん何か出てきたと思うのです。それと、その中の旅館関係も検討しなければならない部分があると思うのです。ですから、そこら辺水道課のほうとも協議しながら、これいつまでやるのか知らないけれども、支援するのは結構なのです。ぜひそこら辺もひとつ検討していただきたいなと思います。

高橋課長

こちらに關しましては、25年3月にできて、26年度からというふうになると思います。その当時委員言っていたとおりの、多分企業誘致という部分も含まれているもので、今まで使っていて、今工事業者のほうで合

致してくるなという事業になっております。それに関しましては、中身をまた精査しながら、企業振興という部分であればこれは続けたほうがいいのかなどは思いますけれども、これ以外にも少し内容をまた精査して考えていきたいなどは思います。

船本委員 しつこいようなのですが、それは水道のほうで、水道料金の改定でこういうメニューを作ったとなれば、この金をまた別な企業振興のために使えると思いますので、ぜひそこら辺も進めていただきたいと思います。委員長、回答は要りません。

工藤委員 まず、6ページに、5番目の空き店舗活用の事業と、それから中小企業等の販路拡大の制度、それから六次産業化促進事業、それから次のページの社宅建設促進事業は、今年度自主的な、11月現在かな、ないということなのですけれども、予算を立てて、ないということは、その予算が利用されていないということになると、町には何もメリットがなかったということになるし、その予算を立てた部分が、それは事業がなかったら戻されるのだと思うのですけれども、そうでなくて、やはり使い道があるような事業を何か4つか5つ、今言ったのあるのですけれども、もうちょっと集約してやることによって、合計の予算額が若干でも減らせるような気もしますし、もうちょっと効率がいいような仕組みというのをつくるべきでないかなと思います。3年ぐらいコロナがあった部分も、こういう利用がないということにもつながっている部分があるとは思うのですけれども、その辺は課のほうでどのように考えているのでしょうか。

高橋課長 企業振興に関しましては、それぞれいろんな事業を持っていて、予算に関しましてはうちのほうで予定している部分に関して予算化しております。社宅ででかい金額で100万円とか200万円という形になれば、頭出しという部分で100万円という最低限の1件分の予算づけはさせていただいていますけれども、それ以外に関しましては取りあえず相談を受けた部分のでかい部分での予算化。あとは、相談を受けて、直近の議会での補正も考えながらの予算をつけておりますので、社宅に関しましては実績がない部分で12月、また3月に内定をさせていただくということは今

もやっておりますけれども、ほかの事業に関しましては、相談があればその分の予算化という部分でのものはしていますけれども、新サービスに関しまして、また空き店舗に関しまして実績がない部分がありますので、予算として読めない部分があるものもあるのは確かなので、取りあえず予算としては頭出し部分の本当の最低限の部分しか計画はしておりませんので、もしそれで足りないようであれば、補正で対応して、今までもいっているという状況になっています。

工藤委員 今補正という言葉出たからあれなのですけれども、こうやって事業があることによって、やはり予算額が組んでいくわけでしょう。それが最終的に使われないで減額するのだということになれば、何も町に対して、あるいは事業者に対しても何もメリットがないということになって、今年度もこの金額が減額されたよという結果だけが残っているだけで、何かその予算の金を使うことによっていろんな部分にメリット出てくるはずなので、だから予算立てたら予算をできるだけ使えるような事業内容というものをもうちょっと考えることをしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:58～14:59)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高橋課長 工藤委員のご質問ですけれども、この企業振興に関しましては、確かに使っている、使っていない部分の事業内容となっていますけれども、それぞれにこの事業に関しまして、先ほどから申しているとおり事業の見直しという部分も進めながら、今後というか、今までもきている状況で、予算に関しましては毎年同じ額ではなく、その中で使う、使わないという部分も精査した中で金額は変えながら予算化しております。ただ、企業振興という枠の中でやりくりしている部分もございますので、使っている、使わないという部分の事業に関しましては今後も中身精査しながら、予算化するのかもしれないのかということも含めながら検討していきたい

などは思います。

工藤委員 例えはなのですけれども、この六次産業化の事業とか、あるいは何かしらこの事業、今たくさんあるのですけれども、もうちょっと絞り込んで少なくして予算化すると、いろんな部分で活用をもっとできるのではないかなと思うのですけれども。例えば……。こうやって事業がたくさんあると、それぞれに予算つけなければならないわけでしょう。だから、事業をもっと絞り込むと、そこで予算額が全体で減るかどうかは分からないのだけれども。

高橋課長 ここまで事業を持っているという部分では、広くいろんなところで使っていたきたいということでの事業展開です。予算に関しましては、企業振興という部分で、使う、使わないというのもせめて予定されている部分を予算化するために、使っていない、使わないという部分の予算は、予算化としてはゼロになるのかもしれないのですけれども、企業振興という予算の中で総括して活用しているので、それぞれにつけているわけではないということ、その辺は理解していただきたいなと思います。

森 議長 まず、委員長の意見を聞いて質問を続けるのかどうか決めたいと思うのですが、今日の議題としては商工業及び観光産業の現状と課題についてということでご案内いただいたのですが、実際に頂いた資料とこれまでの議論を含めて町制度の活用だけにとどまっています。本来であれば、このテーマでいえば羽幌町として商工業、観光業含めて現状どう把握して、どういう数字があって、どうなっているのだというデータを基に現状の課題について話し合う機会を設けられるのかなというように期待してまいりました。ただ、多分打合せの中でいろいろあったのかなと思いますし、こういう形でスタートして資料見ても、これからその話を基本的にすることになって対応できるのかどうか、また時間の問題もいろいろありますので、その辺委員長判断でどうするかということ、をまず示していただきまして、深いところまで行くということは無理だというのは分かっていますので、一応投げかけだけして終わらせるか、ある程度の議論までするかということを確認して、これからの質疑を決めたいと思うのですが、どうでしょうか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:03～15:06)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

森 議長 半分よく分からない感じがするのですが、まずは私のほう、これは答弁なしということをおきまします。本来、今日は現状と課題ということで聞きたかった部分ということでは、もともと商工業というのは私は以前からいろいろの機会ですべてのように、羽幌町の最大の産業でありまして、就労人口からいっても過半数をはるかに超えているところなのです。第3次産業が半分、第2次産業もあるわけですから、ほぼメインの8割ぐらいを就労人口の中に占めている商工業に関しては、誰が見ても衰退してきているということが基本的にあるのだらうと思います。

例えば具体的なことを言うと、建設業なんかも大手の6社、もともとと言われた3社がこの数年間で廃業しているわけです。そこに働いていた労働者も高齢とかいろいろある中で就労に就いていない人も多いというように、これは一例です。かなりメインの産業であった建設業が大手が半減している。そこから個人の人たちも高齢化になって、これから先どの程度維持できるのかということに関しては相当な疑問があります。

それから、土建業に関しても、国の政策か道の政策、町の政策も含めて全体として緊縮財政も含めた先細りという中で、何とか大手、中堅というところは、現状先ほどの建設業からすると、数だけは残っているのですけれども、中身的には労働者がかなりそこから減ってきている。それから、零細という言い方はよくないのかも分かりませんが、そういうところにはほぼ廃業状態のところも出ています。中身聞くと、やっぱり今まで町から回していただいた仕事が全然来なくなって維持できないという話を言って、事実かどうか分かりませんが、そういう話も聞いています。

それから、商業に関しても、全般の話ですけれども、もともと羽幌というのは本当に大きな面積を、人口に比して多くのお店があったわけですが、それぞれ商店街たくさんあって、そこでイベントとかやって

いたのですけれども、誰が見ても分かるように、ほとんど歯抜け状態で、後継者の問題、その他ありますけれども、恐らくピーク時から見たら、ピーク時というのは炭鉱あった頃、そういうところまで話を戻す気は全然ないですけれども、一定の羽幌だけの中でいったときからすると、もう何分の1にもなっていると。同時に、今日は全然資料ないですけれども、産業の売上げというのを見たときにも圧倒的多数が商工業なのです。例えば農業30億だとか漁業40億だとかというのは10倍ぐらい基本的にあるわけで、そういう商業統計とかそういうのは、同じ年度で全部調べているわけでもないで、並列に並べて比較するということはあまり意味のないことかもしれませんけれども、そういうものは今までどう変化してきたのかということを経営的には押さえていただいて、その上でメインの産業であることを労働者、経営者もそうですけれども、確保することによって人口の担保だとか、そういう産業の育成だとか、そういうことを話しする順番になると思うのです。できれば、そういうことも含めた基礎的データの上でやって、こういう町だからこういう企業振興するのだとか、ここに力を入れたいからこういうところに予算をつけるのだとか、そういうような発想を持ってふだんから仕事に向かっていただいていると思うのですけれども、議会としてはそういうベースの中で根本的な政策論議ができるような機会をぜひ、総務産業常任委員会のメインとして今回は取り上げたと思いますので、あと半年でいろいろ難しいのかなと思いますけれども、ぜひそういうことも含めて要望をしたいと思います。

冒頭も申し上げたとおり、今の私の発言について、この場で答弁をいただきたいということではありませんので、ご了承ください。

それでは、この資料に基づいた部分で基本的に何点かお聞きしたいと思います。それで、ほとんど記憶があやふやなのですけれども、事業場の立地に関しての助成という欄の令和2年度、議員がこれは何だということ、どの場面か分かりませんが聞いて、本当にこれは意味あるのかというような議論まであったような記憶が……。どの議員が、どういう答弁だったかまで記憶がないです。それで、その前提は別として、確かに町の条例の中にはエネルギー関係というものを補助対象者に入れております、新エネルギー供給業ということで。実際に1,000万円ということはこの会社に対して補助を出しています。こういう、ある程度限られ

た予算の中で、先ほど工藤議員の発言にもつながるのですが、いろんなことを議員が提案したときお金がないとか、それは意義が違うとかと言って、何百万円のものすごい町民が期待しているような事業もつけていないという現状が基本的にあります。そういうことの中で、全体の取捨選択というのは非常に大事だと思います。一例として、令和2年のエネルギー産業のところに補助決定の1,000万円、かつこれは消えていません。残っていますから、またこういうところのが来たら、いわゆる町外の事業に対して、上限1,000万円ですから、1,000万円を出し続けるというような仕組みになっています。非常にお金として効率悪いし、繰り返しますけれども、太陽光発電が仮にできたからといって、それが羽幌にお金が落ちるとか、固定資産税の関係があるだけで、固定資産税も免除している可能性がある。まるっきり持ち出しだけのことで、全体予算が非常に厳しいという中で、これは早くやめたほうがいいのではというような第一印象としてあったのですが、この事業の中身と今後の方向について、まだ残っているので、多分今年も予算つけてやろうとしているのだらうなと思いますけれども、お聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

高橋課長 企業立地という部分にはなるのですが、さきの議会の中で新エネルギー業に関しては削除させていただいております。今後新エネルギーに関しては、企業振興としての補助という部分にはのっかってはいかないなと思っております。

森 議長 今スマホで調べたら、企業立地助成事業ということで、投資額に対する助成というところに新エネルギー法、供給6万円と載っているのです。そして、補助率としては100分の20、認定者100分の50で補助限度額1,000万円というのがまだ載っているのです。

高橋課長 こちらに関しましては、更新されていない部分になっているのですが、9月定例会でやっていて、うちのほうのあれで、条例として今更新されたので、そちらのほうもそのタイミングで直すという形にはなると思うのですが、

森 議 長 確かに先ほど冒頭申したとおり、どなたか発言して、それに対して今後案件とするというような発言があった。それは、9月議会でそれをやめるということをやって、実際にやめたのですか。

高橋課長 そちらのほうの対象として新エネルギー業という部分からは、そこは今回9月の議会のときには削除して、新たな旅館業やったり何なりという部分に組み替えてはおります。

森 議 長 そして、僕らが議決したのですでしたか。分かりました。これは、まずいです。町の条例を変えて、議会を通したものをそのままホームページで全く違うものを放置するというのは、今日の趣旨とは違いますがけれども、当然一般の人はそれを見て、このことだけに限らず、基本的にある程度の年齢層以下の人はまずはホームページ見て、そういうものでいきますので、やっぱりこれは議会議決までしたものは、即日とまではいかないけれども、あれからもう2か月以上ですか、たったものを放置しておくというのはまずいと思いますので、善処を求めたいと思います。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:17～15:17)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高橋課長 ホームページ等々の条例等の部分に関しましては、確認してすぐ更新等したいと思います。

森 議 長 せっかくの機会なので、全体見直しもして、そこだけではなくて全体見ていただければなと思いますので、よろしくお願いします。
先ほど工藤委員がおっしゃっていた部分として、使っていない部分があるのではないかということで、工藤委員は例えば使っていないものを集約してという意味もあったのかもしれませんがけれども、制度としては必要があるというものをある可能性があるということで、場合によ

って効果的だということであれば、担当課もそういうふうに思っているのであれば、制度をなくしてしまうと、対象が来たときに制度ないので駄目ですという話になると思います。ただ、当然に私は今のエネルギーのように見直しはふだんから常にかけていく必要はありますけれども、原則としてある程度の間口を持った上でニーズに対応していくということも必要だと思います。ただ1点が違うというよりは、多分認識の違いだと思います。だから、予算が1個1個、こっちが100万円、200万円で、こっちがニーズないのにずっと何千万円も使っているということを放置されるのは決して望ましいことではないですけれども、企業立地全体として枠を持って、その中で割り振りするとか、先ほど課長がちょっと言ったような気もするのですけれども、制度があって、例えば100万円しかつけていませんでしたと。要件として合えば、1件20万円のものが10件来ました。では、200万円だから補正かけてもいいようなことを言っていたと思いますので、その辺の余裕あるような運用をしていただかないと、予算100万円だから、超えたからもうつけませんよということでは困るので、固定化させることにもなりますから、あれですけれども、その辺は臨機応変にすることと、このとき削ってもいいものもあるかもしれませんけれども、よその町村とかの企業誘致その他も見て、羽幌は今はないけれども、やっぱりこういうふうに関口があることによって可能性があると思って来るためのために、そこは厳正に見ながら、申し訳ないです。3年間ゼロだからやめてしまうという話も中身次第ということで検討していただければなと思います。

それと、やはり全体として、あえて先ほど工藤委員から阿部議員、これまで何度もリフォームのことを言っていますけれども、実際に予算規模そのものはそんなに大きなものではなかったのです。そのときの答弁としては、必要性を感じないとか、最初の頃お金がないとかというような話ですけれども、こういうのを全体見た場合にお金がないということではないわけですね。分配の仕方、そこにはどうしてもつけないということがメインになるかなと思います。これまでも内々の話ということでは話しできませんけれども、それぞれの担当者等が今年は予定してみようかとかということは多分、なくなっただけでしばらくたちますけれども、やっつけて、結果としてああいう形だと。幾ら町長が言っても、担当課として必要だと思うものに関しては、最終決定権は町長にあるの

は理解しますけれども、要求は要求として町民の声というのを理解しながらやるという不断の努力をぜひお願いしたいと思います。

あと最後に、商工業という部分に対して、全体の予算の割合が決して多いとは思いません。さっき冒頭述べたように、産業構成だとか就労人口だとかというところもありますので、やっぱり今どっちかといえば枠決めみたいな前例主義的なものがはびこっているところもありますので、あと1週間、10日で予算要求するということで、今これを開いて何をやる事業かというのは別ですけれども、ある程度出した中から絞られていく過程の中できちっと予算要求として必要なものを査定する段階で課長、係長のほうから理解していただけるように頑張ってもらいたいということをお願いを送って質問にします。今の後段のほうで言える部分だけで結構ですので、何点かでもあればお願いします。

高橋課長

いろいろご意見いただきまして、見直しに関しましては今まで言っているとおり、中身につきましてはこれからも常に見直しをかけていきたいなとは思っております。それに対して予算つけれるようにうちのほうも努力はしていきたいなとは思っておりますし、先ほどリフォームという部分に関しましては、うちの事業ではないので何とも言えないので、そちらのほうは建物という部分で社宅と空き店舗というのは持っていますので、そちらのほうもどうやって利用していくのか、もしくは今後リフォームというか、うちは商業という部分なので、店舗の改修とかそういう部分で何かしら考えていければいいのかなというので協議はしている段階です。でも、予算に関しましては、いろいろと次年度以降どうのというのは言われている部分もありますので、頑張って予算化していきたいなとは考えております。

逢坂委員長

それでは、商工業の現状については、ここで打ち切りたいと思います。よろしくをお願いします。

それで次に、時間的にあれなので、(休憩するの。の声) いや、休憩しないで、観光事業の現況についてまで終わらせたいと思いますので、大変申し訳ございませんが、質疑等何かあれば受けたいと思います。何かございませんか。

磯野副委員長 施設の状況の中で、いきいき交流センターの次年度以降で温浴施設の大規模改修、当然いずれはどこかでやらなければならないというのがあるのですけれども、この辺については担当課としてどのような扱い方。例えば危険なので、早急にやらなければならないのか、それとも単なる老朽化なので、徐々にというふうに考えているのか。担当課としてはどのような扱いになっているでしょう。

高橋課長 温浴施設に関しまして、いずれはある部分だとは思っております。ただ、どういう形で直すという部分、うちのほうでは設計できないものですから、先ほど係長も言ったように、専門家交えた中でこういった方向で、あまり予算かけないようにとするのか、それとも別の方向に進むのかという部分も含めながら、専門家入れながら、改修の計画のほうを今進めている段階です。

磯野副委員長 それまでは、例えば緊急のものは随時修繕、補修という形で進めていくということでもいいですか。

近藤係長 危険なもの等に関しましては、その都度対応していくという形で考えています。温浴施設について、まだ危険度というものではないので、魅力低下だとか老朽化、この辺の改修をというように考えていますので、ご理解のほどお願いします。

阿部委員 観光イベント、資料2の中で、よく話に出るような甘エビまつりを今後どうするのだということで、実行委員会のほうでたしかやっているの、町のほうでやる、やらないというのを決められないとは思うのですけれども、今後甘エビまつり、町としてどう考えているのか。正直、商工観光だけではなくて、エビが取れているからできたことであって、それが取れなくなっている中でイベントそのものができるのかという声もよく聞かれるのですけれども、商工観光だけではなくて、農林水産とかそっこのほうにも聞きに行けばいいのですけれども、まず甘エビまつりについて、次年度以降どういう考えでいるのかお聞きしたいと思います。

近藤係長 甘エビまつりにつきましては、近年コロナ感染者の拡大ということで中

止としておりますが、現状甘エビの漁獲高がかなり落ちているということから、甘エビまつり自体の実施どうなのだろうという声は確かにあります。ただ、羽幌町で最も名前の売れているものはやはり甘エビであって、町としてもやはり甘エビ、これを使って宣伝をしていきたいという思いはあります。ただ、今年に関してもそうですけれども、今後の見通しも確かに甘エビがどうなっていくかというのは聞かないのですが、もう少しここに関しては様子を見ながら進めていきたいと。ただ、やはり羽幌イコール甘エビ、これはほかのところに出店等行っても、やはり甘エビの力というのがかなり強く、羽幌イコール甘エビ、これはかなり定着しているものだと思います。なので、これは状況を見ながら、ずっと判断は先送りという形になりますけれども、進めていきたいと考えています。

逢坂委員長 もしこの後質問する人がいれば……（1つ、2つぐらい。の声）
ここで35分まで休憩します。

（休憩 15:27～15:35）

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
質問のある方。

阿部委員 さっきの続きで、係長のほうから継続というか、甘エビ自体は羽幌の特産品ということでPRしていきたいということですので、ただ先ほども言いましたけれども、やっぱり商工観光業だけでなく、やはり漁業のほうはどう思っているかという部分がやっぱり一番強いのかなとも思いますので、その辺は観光としてのPRももちろん大事ですけれども、漁業者のモチベーションもどうなのかなというのも感じますので、その辺相談しながらというか、どういった形でPRしていくかという部分では今後考えていただきたいと思っておりますけれども、そういったところとの協議とかはどんな感じでされているのかお聞きしたいと思います。

近藤係長 確かに甘エビに関して、実際船も減ってきているという部分もありまして、結局漁協の担当者のほうとも話しているところではあります。最近

でいけば、ホタテのほうだとかも安定して取れていますし、ほかにも羽幌はタコだとか最近でいえばニシンだとか、そういうのも増えてきているというふうに聞いています。ただ、その中で、では何を使ってPRする、何を売っていくというときには、扱いやすさだとか、そういう面を考えても、また甘エビについても、これで完全にもう駄目だということであればやむを得ないのですけれども、現状まだ不透明というところもあり、そこはやっぱりもう少し様子を見たいということで担当者レベルで話はしております。

阿部委員

ぜひ、今まで甘エビというものを売りにしていた部分もありますので、ほかのものも当然、係長言うように水産系も出ていますけれども、その辺漁業者さん、漁協のほうとも協議していただきながら、どういった形がいいのかというのを今後ぜひとも考えていただきたいと思います。あと、イベント関係、発信方法の部分、出向いてイベントに参加して町をPRするのももちろん大事ですけれども、その発信方法として、行くだけではなくて、自分も質問を今までしたことはあると思うのですけれども、例えばユーチューブを使ってとか、町のホームページにも出ていますけれども、観光協会のホームページとかにもありますけれども、やはりもっともっとそういうのに力を入れて、いろいろな発信の仕方というものもあると思いますので、今後ぜひともそういうのに取り組んでいただきたいと思いますが、現時点でどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

近藤係長

現時点におきましては、観光協会のほうと協議しながら、どういったものが効果的なのかという部分も含めて、さらにホームページだとかユーチューブ等も利用しております。PR動画等も少ないですけれども、今撮影しており、これからについてもネットに係るものというのは大きな効果があるというふうな認識されていますので、それら含めて今後検討していきたいと考えています。

阿部委員

1つだけ、施設の状況についてということでサンセットビーチ、今年3年ぶりに開設をして、自分も子供を連れて海水浴に行ったのですけれども、課長ともちらっと話をしたかなと思うのですが、ステージの部分の

活用をどうするかということで、課長にもいろいろと話は行っているのかなとも思いますけれども、なかなかそこをあのままの状態で、では何かイベントしたいとなったときには危険なところもあるので使いづらい、危ないのではないかということも言われたりもしたということも聞いていますので、今後あそこをどうするかというのを現時点でお答えできる範囲でお答えいただきたいなと思いますので、お願いいたします。

近藤係長 確かにステージについては、当面使っていない状況でありまして、劣化も進んでおり、このまま供用するというのはかなり難しい部分があるのかなというふうには考えています。課内においても、常々どうするかということは考えておりますが、これといった打開策というか、これといった案というのが今現状ない状況であります。これからについても引き続きどうするかというのは検討していきたいというように考えております。

阿部委員 今後いろいろと協議はしていくのしょうけれども、やはりあそこを使うことによって、またサンセットビーチの活性化とかそういった部分というのも少なからずつながってくるのかなとも思いますし、やっぱりずっとあそこを使っただけのイベントですね。羽幌町サンセットビーチのあのステージ周辺でのイベント、やはりあそこが使えるからこそそのイベントだと思いますので、今後いろいろな策とかそういうのがかなりさびてきて倒れるのではないかと、そういった危険性もありますので、それならいっそのことその部分だけでも撤去するか補修というような、新規で柵の部分をやるとなると、また後ろの部分もやるとなると、それなりの額もかかると思いますので、こういった形がいいのかあれですけども、できるだけ使いたい人がいるというのなら使えるような状況にしたほうが良いと思いますし、使えるからこそ、またいろいろと使いたいという方も出てくるとは思いますので、ぜひともいろいろと協議していただきたいと思いますので、お願いいたします。答弁はいいです。

工藤委員 観光施設の状況についてという2番目なのですが、今後の管理方針等というところあるのですが、いきいき交流センターの出入口のドアが直ったのは、先日見てよかったなと思っています。この部分、

今年度やるというところは、もう終わったもの、もしあるのでしたら、どこが終わったか教えてもらいたいと思います。

近藤係長 いきいき交流センターの本年度の部分につきましては、出入口改修はまだ工事中、空調設備取替え、こちらでも工事中です。プレハブ冷凍冷蔵庫取替えについては完了しております。給気フードダクト修繕についても完了しております。笠木修繕についても完了しております。次の貯水槽内部清掃、こちらはまだ終わっておりません。給水装置取替えについても終わっておりません。温泉水送水管電動弁取替えは終わっております。露天風呂床タイル簡易補修は終わっております。終わっていないものにつきましても、現場についてはほぼほぼ終わっており、今後完了届等を完了し、業務が完了するというところになっております。

工藤委員 それで、次年度以降がここに書いてあるのですけれども、私3月と9月に一般質問で、言葉では大規模改修ということで、今後どういうふうにしてやっていくのだということを質問したのですけれども、これを見ると大規模にはならなくて、直さなければいけない部分を直していくのだよというふうに見えますけれども、どのような流れになるか。今の段階で分かっている部分教えてください。

近藤係長 温浴施設の大規模改修についてですが、様々な方法があると考えております。簡易的な修繕でということも一つの手かもしれませんが、今担当課のほうで考えているのは、やはり大きく変えることによってコストの削減だとか魅力化アップ、こういうものを行っていきたいというふうに考えています。その中で、ではどの程度やるかというものについては、今後専門家のほうとも話し合いながら、限られた財源がありますので、その中でできる範囲で検討していきたいというふうに考えております。

工藤委員 私質問したときの思いとしては、苫前町があのようなことで改修をやって、まだ完成していない部分あるけれども、やはりああいうふうにして隣の町できちっと改修をやったということになると、お客さんはそっちのほうに流れる部分というのはやはり予測できると思うのです。ですから、羽幌としても何かしら魅力というか、お客さんを引きつけるような

部分改修をやっていく必要性は私はあると思うのです。その辺をよく考えながら今後進めていてもらいたいなと思いますけれども、どんなふうに考えていますか。

近藤係長 それらも含めまして、やはり魅力化という部分、ここが向上するための施設、要は観光客の方を呼ぶための施設という位置づけもありますので、その部分も含めて検討していきたいと思っております。

工藤委員 もう一つだけ、今現在7階のレストランはどのようなふうになっていますか。

近藤係長 現状コロナの関係でお客さんが減っていること等ありますので、現在としては運用していないというところになっております。

工藤委員 今後、近々というか、やっていく考えは今のところないのですか。

近藤係長 今後については、指定管理者と協議しながら、あとお客さんの入り具合等、あとホテル側の人的体制についても考えながら検討していきたいというふうに考えており、担当課としてはやはり景色もすごくよく、お客さんと呼べる部分であるというふうに認識しておりますので、可能であれば早い段階から利用していきたいというふうには考えております。

船本委員 まず、はぼろバラ園のトイレについてお聞きしたいのですが、御存じかと思えますけれども、トイレ入り口のタイルが随分剥がれています。あれは、来年以降やる。今年は、もうこれからできないと思うのですけれども、あそこら辺、ああいう細かい部分、どのようなふうに考えていますか。

近藤係長 タイルは相当前から剥がれている状況でありまして、今年試しで部分的に修繕かけてみました。その経過はとてもよく進んでいますので、来年雪解けて、気温がある程度上がった段階で、また同じような形で修繕していきたいというふうに考えております。

船本委員 それから次に、天売・焼尻観光ということで、日頃皆さんがPRに努力されているわけですが、焼尻について、この観光客の入り込み見ますが、4月から9月まで出されています。この期間が観光時期ということなのかなというようにも思っているのですが、この時期に焼尻のほうで何人かの人に聞いたのですが、食事するところもない、泊まるところがないというようなお話を聞きました。それと、建設関係の、そういう業者の方々が行ってもなかなか、仕事があっても行けない、宿泊するところがないからという話も出ています。それで、一応羽幌町の場合は観光地として捉えているわけですが、そこら辺は調べて、御存じだと思えるのですが、これどうするのか、お考えになっているのか。そこら辺、まず1点。

近藤係長 焼尻島におきまして、食べるところがないというところで、昨年、おとしとやはりコロナの関係で店を閉めていたという部分がありまして、そのところにつきましては事業者がいますので、事業者のほうと話し合います。令和4年度については、完全にフルで開けるという形ではないのですが、一応港のほうの食堂を開けてもらえるという形で開けてもらっているところでもあります。ただ、全日開けているわけではないので、そのタイミングによっては開いていなかったりだとかということもあるかとは思いますが。宿泊についてなのですが、宿泊施設につきましてもかなり過去から見ると減ってきているという状況であります。宿泊事業者の方とお話ししても、やはり天売も同じなのですが、高齢化が進んでおり、なかなか受入れ態勢取ったりだとかということも難しいという部分と、あとキャパの部分、これらの関係で複数人で1つの部屋を利用だとかということ、あとは食事をするときもソーシャルディスタンスを取らなければならないということから、対応はかなり難しいということから、実情としてのキャパがかなり減っているということは理解しています。ただ、これに対してどういう対策をするかというところは今のところ打開策というものがみつかっておらず、今後の大きな検討課題だというふうに認識しております。

船本委員 よく私分かります。今お答えされた内容についてもよく理解できるのだけれども、一応観光地としてPRして、相当お金をかけてPRしてい

るわけですから、当然フェリーのほうも単独でPRをされている。うちの補助も出しているわけですから、やはりどうするのかくらい考えても……。こんな前から、私監査やったときにも、6月かな、行ったときにももう食べるころないと。やっぱりもう少し、コロナ前からそういうような状況だったのです。今めん羊だって観光として捉えると思うのです。それと、焼尻にはまだオンコ林、昔はめん羊いないときなんかはオンコ林が一つの観光のメインとしてやっていたと思うのです。今は、オンコ林なんかどうなっているのですか。おたくの管轄でないと言われればそれまでなのですが、それでも一応観光として、我々入ったときから行ってもすごいなと思って、一時は虫が出たとか、いろんなことがあったけれども、今あそこら辺の整備はされているのですか。そこら辺も観光地として見ているのですか。

近藤係長

オンコ林につきましては、焼尻観光の一つのポイントというふうに捉えております。その中で草刈りだとかも当課のほうから依頼しております。今年に関しましては焼尻島の中の人道橋、こちらがかなり劣化しております。道の施設ですから、道のほうに要望しております。それについては今年度改修されております。また、オンコ林につきましては、今後においても焼尻島内における観光の重要なポイントというふうに捉えておりますので、観光のほうでも注視しながら見ていきたいというふうに考えております。

船本委員

今めん羊も一応観光ということで飼育しているのだということだと思っております。であれば、やっぱり焼尻をどうするか。観光として持っていくのか。それであれば、それなりのこともしなければならぬ。違う事業として捉えてやるというのであれば、それはそれでもいいと思います、何か考えがあるのであれば。それが今の状態のままであれば、めん羊だっているような問題があったけれども、わざわざ焼尻で飼う理由もなくなると思うのです。担当課違うから答えられないと思う。そこら辺、みんな関連しているので、やっぱり関連がある担当課とも協議しながら、焼尻のことどうするのか、僕は早急に検討すべきだと思いますが、担当課長、どのようにお考えになりますか。

高橋課長 おっしゃるとおり、焼尻に関しては、焼尻めん羊という部分では名前が売れている部分がございます。ただ、今何か島の中見ている、メインとしては本当に原生林を散策するという方のほうが多いような気がします。もちろん焼尻めん羊という部分では食べに来る方もいらっしゃるのですけれども、今までもそうなのですけれども、焼尻で食べられるところが1か所で進めていた部分もあって、本当に幻の肉にはなっています。今回、令和4年度に関しましては、めん羊フェアで食べられる場所を増やした中で、毎日ではないですけれども、フェア期間中では食べられる場所を増やしながらかというのでも進めさせていただいて、ある程度好評だった部分もありますので、次年度以降も続けていきたいというのがございます。このことから、焼尻めん羊に関しましては観光資源という、隣の課は違うことを言うと思いますけれども、うちのほうとしては観光の一部として捉えておりますので、ここがなくなったらまたというのも十分考えているところではあります。ですので、隣の担当課とも協議しながらでも、少しずつでも見せる部分もあつたり何だりという部分も含めながら協議はしていきたいとは思っております。

船本委員 しつこいようだけれども、4月、5月あたりなら観光客少ないのであれば、どこか1軒食べられるようなところもつくったり、あと宿泊もどこかのでできるような、現地に入ってお願いして、観光客が来た場合に泊まれる、食事もできるという体制にして、あと観光時期に入って、6月、7月、8月というのは観光時期なのか、7、8が多いのかな。こういうときには、何名宿泊してもらえるのか、ぜひひとつ足を運んで努力していただきたい。そして、羽幌含めて焼尻は観光なのだという捉え方をしていかなかったら、PRはどんどん、どんどん予算使ってやっているけれども、現地に来たら何も全然食べる場所もない、泊まる場所もないのではないかとと言われても、これはまた逆の効果になりますので、ぜひそこら辺努力していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

近藤係長 お答えします。確かにせっかく行っても、御飯食べる場所がない、泊まる場所がない、これは今までも観光客の方からも確かに言われている部分であります。やはり基本的にはあくまでも個人事業主の方々が事業を展開していくというふうに考えておりますので、なかなかそこを無

理にというのは難しいところではありますが、企業誘致だとかそういうものも含めながら実際に事業を展開できるのかどうかという部分、あとはどうしてもシーズンが短いものですから、そこに対する対応とか、どういうふうにするのかということも含めて考えていきたいというふうに考えています。

森 議長 先ほどと同じように、根本的な話は別の機会にということで取ってもらえればと思います。それで、さっき委員がおっしゃった部分で何点かもうちょっと聞きたいなと思うところがありましたので、質問します。先ほどから出ているいきいき交流センターの浴槽部分に専門家を入れて検討したいという答弁ですが、専門家というのは具体的にどういう方を言って、いつ検討して、いつ結論を出していくのかということを確認したいと思います。

近藤係長 専門家につきましては、建築士を考えております。建築事務所につきましては、温泉施設等の改修を経験しているところの建築士というように考えております。実際に折衝につきましては、今年度まずは1回折衝しております。今後についてもどういうものかいいのかだとかという部分もありまして、その中でもいろいろ協議しながら、指定管理者も当然運営する側になりますので、そこも交えながら進めていきたいと考えています。期限につきましては、町のほう、かなり大型事業入っていますので、その後大型工事終わった後に改修着工するというふうに考えておりますので、それまでが期限というふうに考えております。やるにしても、どの程度やるかというものについても、まだ決まっていない状況ですので、それによっても変わってはくるとは思うのですけれども、恐らく結構大きな工事になってくるであろうと考えていて、まずは建築士との相談を今年、来年くらいでやりまして、その後に構想かけて設計して着工という形で考えております。

森 議長 予算等は現実につけてやっていたか。もしくは、今つけていないのであれば来年度予算化して、先ほど言ったように12月要求ですから、予算化して具体的な作業に入るみたいなイメージで持っているのですか。

近藤係長 今年度につきましては、建築士との相談業務という部分で予算をつけておまして、来年度についても同様にその折衝部分について、相談部分についての予算化を考えております。

森 議 長 具体的に幾らぐらいの金額なのですか。

近藤係長 今年度につきましては、専門家への謝礼金という形で10万円の予算をつけております。

森 議 長 今10万円というのは決して大きい金額でもないですし、いわゆる設計士というのはどういう方だかも分かりませんし、本来であればもうちょっと幅広い層も含めた有識者みたいな一般の方も含めたようなのをやって、具体的な検討するということが必要なのだらうと思うのですが、でも前提として先ほど説明があったように、大型事業が終わってからという、基本的に公共施設マネジメントからしても、それから今回の天売、焼尻の両施設の工事状況見ると、今の町のほうの発表としては令和6年、7年で両島の工事を終わらせる。本来公共施設マネジメントという、中央公民館、これは本当は一番先にやっているはずのもので、それも普通からすると一番先だったものが、日照権の関係もあって後回しになったということで、それも解決したと言っていますので、通常からいくとその後に入ってくる。

それと同時に、これはどこまで内部で詰めているのか分かりませんが、町長が選挙公約の中で羽幌町役場の改修というのかな、耐震化というのかな、それを道筋をつけたいと、この4年間で。ということになると、どう考えても少なく見ても6年、7年、場合によってはもうちょっと後みたいな話になるのかなと。それは、ある程度大規模な全体改修。実際には先ほど工藤委員のほうからふわっとの話出ていましたけれども、これは最初の設計がまずかったということもあるけれども、羽幌のホテルより大分後で建ったものなのです。それがもう既に大規模改修で、ニーズに合ったような形で改修しているわけで、羽幌のサンセットプラザについてはそれより相当早く、二十五、六年ですか、正確なあれは、間違っているかもしれませんが、たっている中で、そこからさらに10年近く後になってくるということになると、これはやっぱりいわゆる

公共施設とは違ってサービス業ですから、当然観光ということであれば、壊れなければいいだろうとか、そういうことには済まないのが、根本的に何十億円というようなものに関しては当面はできないという中で、改めてもうちょっと少ない金額の中で、お風呂に関しては相当住民、観光客からも改善の要望出ていると思いますので、違う角度から、いきなり何十億円かけるような大規模改修に手をつけないのではなくて、できる範囲の中で、少額ということにはどうしてもならないと思うのですけれども、ある程度のお金出せる範囲の中で、暫定という言い方はよくないのですけれども、やっぱり改修等も考えてもらいたいと思うのですけれども、そういう考え方は全くなくて、先ほど言ったように全部終わってからだんだんやるということなのではないでしょうか。

近藤係長 今後の建築士との話合い等によってはくるのですけれども、どの程度改修するか、これが大きくなるかだと思います。その中で、建築士のほうからも大方これぐらいかかりますというものは提示していただくというふうを考えておまして、その金額によっては当然前倒しで先にやるということも視野には入れております。また、財源に関しまして、他に使える何か財源だとか補助金等見つければ、それについては当然に前倒ししてやっていくということもあり得るというふうを考えております。

森 議長 まだ10万円の範囲の中でやっていることなので、できればもうちょっと予算をつけて、建築士というのは全然どういう方と話をしているかイメージも全く分かりませんが、やはり基本的には現在の温泉に関わるようなことに対するコンサルを含めた最先端の知識を持っている方もいらっしゃると思います。本当にそういうことを具体的にやる段階でもないのに、費用をかけてやれるかどうかというのは内部の調整も必要かだと思いますけれども、そういう部分のいわゆるノウハウなり新しいものに対しての知識とか、そういうものを含めたようなものも、先の話であれば、今言ったように途中でそんなことができるなどということであれば、その建築士という方がどんな方なのか、1人なのか2人なのか何社なのかも全く分からないで言っているのですけれども、せつかくやるのであればそういうものにしていただきたいと思います。

温泉というのは、今一時期みんな管内ばあっと出てきてあれですけども、管内見ても遠別の温泉が非常に今全国的にも注目されて、ある意味では魅力度ナンバーワンという見方もされていますし、豊富ななんかも改めて別評価が出ているというふうに聞いて、集客もできているということでもあります。もっとも源泉でない羽幌の温泉がそれに対抗して、どういふものにいくということ、かなり難しい部分もあるかもしれませんが、せっかく当時の羽幌町としては目玉としてお金をかけてやったわけでありまして、観光ということであれば先ほど島の問題、いろいろ難しい部分も相当ありますので、そこを補足する意味でも、ある意味ではある程度少なく減少せざるを得ないのであっても、やっぱり羽幌の温泉とリンクさせることによって羽幌の観光全体をこれ以上沈下させないとか、そういう発想を持ってやっぱり中核施設としてのサンセットプラザに対しての今後の方針を決めていっていただきたいと思います。一方的に意見言っているようなので、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、改めて答弁を求めます。

高橋課長

おっしゃっていることは重々承知しております。うちのほうも観光の拠点としてのサンセットプラザという考えでおりますので、うちもできる限り、全体改修できれば一番いいのですけれども、そこまで届かないのであれば、まずはお風呂というのは今までも考えていたことであって、先ほど係長から言ったとおり、順番にやっていかないことには進んでいかない部分がありますので、まずはどういった格好でやろうかというのを先に示した後に進めていかないと、町全体としても進んでいかないような気がしますので、そちらのほうも考えながらやっていきたいなとは思っております。

森 議長

今日の段階ではそういう基本姿勢を伺いましたので、ほかの優先順位の中でも観光課は観光課として大事な産業の一つだという観点の中で、繰り返しになって申し訳ありませんけれども、中核施設としての部分をできるだけ限られた中でも有効な施策を打って、そうでないとあそこ駄目になっていくと天売、焼尻も全部駄目になっていくのではないかと、現状からすると。そこからすると、やはり日帰りだとかということ。例えば焼尻に泊まることはなくても、そういうことの中で焼尻来る人は一

定をキープしながらということも一つの可能性としてはあるわけですから、羽幌全体が沈下するというようなことに、厳しいですけれども、ならないように、限られた予算の中で頑張っていたきたい。これに対しては答弁結構です。

それと、これも繰り返しになるのですが、今の関連で、やはり天売、焼尻に関しては非常に深刻な状態だと思っています。特に焼尻に関しては、メインの旅館は磯乃屋さん休業していますし、メインの旅館も事実上羽幌の住民でもなくて、観光時期だけ何か月か来るといようなことが実態ですので、それに対しては常に目配りしながら、これも天売自体も先ほどおっしゃったように将来という部分ではかなり問題があるので、せっかくトータルで相当のお金を突っ込んでいるわけで、その辺を含めて旅館業に直接投資するなんていうことも考えて、全体に幾らでも予算つけられるわけではないですけれども、予算の振替も含めて考えていく時期も来るのではないかなと思いますので、一応意見として述べます。何かあれば答え……

高橋課長 旅館業に関しましては、どれだけ金をかけてという部分は分かるのですが、その前にやっている方の高齢化がかなりのもので、そこに人的なものが主なのかなとは思っております。うちのほう、先ほどちらっと係長も言ったように、企業誘致という部分も含めながら、さっき言ったような期間限られる中でどれだけのことができるかというのも少し考えながらというのは内部では協議しているので、その辺は検討しながら進めていきたいなとは思っております。

森 議長 分かりました。終わります。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、商工観光課についてはこれで終了します。大変ご苦労さまでございます。ここで担当課入替えのために休憩いたします。

(休憩 16:08～16:15)

逢坂委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、総務課所管について、1件目の地方公務員法改正に伴う職員の定年延長等についての説明をお願いしたいと思います。

- 2 地方公務員法改正に伴う職員の定年延長等について
- 3 個人情報保護法改正に伴う制度の見直しについて

説明員 総務課 敦賀課長、宇野係長、木村係長

敦賀課長 16:15～16:17

本日は、大変お忙しい中、総務産業常任委員会にて説明する機会をいただきまして、ありがとうございます。本日は、地方公務員法改正に伴う職員の定年延長等についてと個人情報保護法改正に伴う制度見直しについての2件につきましてご説明させていただきます。

1件目の地方公務員法改正に伴う職員の定年延長等についてにつきましては、国家公務員の定年引上げに伴い、60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員につきましても国家公務員と同様の措置を講ずるため、令和3年6月に法律が改正されまして、令和5年4月から施行されるということになりまして、当町におきましても12月定例会で関係する条例をまとめて整備条例としまして改正等をするため上程させていただく予定でございます。

次に、2件目の個人情報保護法改正に伴う制度の見直しにつきましては、これまで各自治体において個人情報保護条例を定め運用してまいりましたが、今後は国が新たな個人情報保護法を定めた中で令和5年4月から全国において共通ルール化した中での新たな運用へ移行することになります。このため、新たな条例の制定等につきまして、12月定例会で上程させていただく予定でしたが、罰則規定についての検察庁との事前協議に時間を要するということから、12月定例会には間に合わないので、こちらにつきましては3月定例会において上程させていただく予定で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、内容につきまして、まず定年延長制度につきましては職員係長の宇野よりご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

宇野係長 16:17～16:25

それでは、私のほうから地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長等について、お配

りしています資料に沿って説明させていただきます。

令和3年6月に地方公務員法が改正され、令和5年度から地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理職として勤務上限年齢を定める役職定年制度などが導入されます。

資料1の地方公務員法の改正の趣旨ですが、全国的に少子高齢化が進み生産年齢人口が減少している中、複雑高度化する行政課題への確に対応していくため、定年年齢の引上げにより能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。まず(1)の職員の定年年齢の引上げについて、国家公務員と同様に地方公務員についても60歳から65歳まで、2年度に1歳ずつ段階的に引き上げられます。表にあるように、令和5年度、6年度に61歳へ、その後62歳、63歳、64歳、最終的には令和14年度には65歳へ引き上げられることとなります。羽幌町の職員の対象者数については、現在の職員の状況から定年年齢が61歳となる者が2人、62歳が3名、63歳が6人、64歳が11人、65歳が7人の見込みとなっております。

次に、(2)、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の導入についてです。これは、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職については60歳に到達後、管理職以外の職に降任等をさせる役職定年制が導入されます。

次に、2ページ目、(3)の60歳から定年年齢までの間の給与月額引下げについてです。当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、原則として60歳到達日の給料月額の7割水準となります。前のページで述べた(2)の役職定年制と併せて、次の表で説明させていただきます。まず、①の役職定年により管理職から管理職以外の職へ降任となり、給料月額が引下げになります。この表でいうと、左側、課長職の6級59号給、40万3,200円から別に定める降格の基準表に基づいて、真ん中の表、係長・主査職の4級67号給、36万8,300円となります。その後、②の給料月額の7割措置に伴う引下げとなりますが、①、②により二重に給料が引き下げられることになるため、当分の間、役職定年により降任をした職員の給料月額については、①、②による引下げをした給料月額（B）に特定日、これは4月1日ですが、その前日に受けていた給料月額の7割、（A）との差額、役職定年調整額を加算することになります。

次に、その下の(4)、定年前再任用短時間勤務職の採用についてですが、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に到達後、引き上げられた定年前に退職した職員については、本人の希望により短時間勤務職員として採用する制度になります。勤務時間、給与の仕組み等は現行の再任用短時間勤務職員と同様になります。

次に、(5)、定年の引上げに伴う退職事由の特例と退職手当の算定方法についてですが、60歳から引き上げられた定年年齢までの間の退職の事由を定年とする特例と退職手

当算定ピーク時の特例が適用されるものです。こちらは、北海道市町村職員退職手当組合から支給されるものであります。

次に、(6)、事前情報提供・勤務意思確認制度の導入についてです。こちらは、60歳到達年度の前年度に60歳以後の勤務条件を対象者本人に提供し、60歳以後の継続勤務の意思を確認する制度となります。

続いて、3ページ目、(7)の再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置についてですが、現在の再任用制度が廃止され、定年年齢が65歳となる令和14年3月31日まで暫定として同様の再任用制度が定められることとなります。

次に、(8)の高齢者部分休業制度の導入についてですが、これは今回の地方公務員法の改正により設けられた制度ではありませんが、従前からある制度です。定年引上げに伴い、高年齢期の常勤職員に対し、加齢による諸事情への対応や地域ボランティアへの参加など、多様な働き方のニーズに応える選択肢の一つとして、条例で定める年齢以上の職員の勤務時間を短縮する部分休業制度が導入されます。

なお、これまで説明した(7)までについては、先ほど課長からも申し上げましたが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで12月定例会で提案しますが、今説明した(8)の高齢者部分休業に関しましては、新たに条例を制定することで12月定例会に提案することとなります。

最後に、60歳以降の勤務選択ということで、これまでの説明の内容を簡単な表にしています。59歳の年度に対象職員へ情報提供、意思確認をし、60歳の年度に管理職の職員は管理職以外の職に降任し、引き続き勤務をするか、また管理職以外の職員については引き続き管理職以外の職で勤務するか、それか一旦退職をして定年前再任用短時間勤務職員として勤務するか、または60歳以後継続して勤務をせず、そのまま退職するかを選択することとなります。

以上が資料の説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

逢坂委員長

ありがとうございます。

引き続き個人情報、この関係もお願いします。

木村係長 16:25～16:31

それでは、横書きの資料に基づいて、私のほうから個人情報保護法改正に伴う制度の見直しにつきまして、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、個人情報保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正となり、それに伴

い地方自治体も令和5年4月1日から個人情報保護法と国が示すガイドラインに基づき、個人情報の取扱いを行っていくことになりました。

まず初めに、その制度の見直しの背景といたしまして、社会全体が今デジタル化に向けて進んでいる中、国もデジタル庁の設置等、デジタル改革関連法を定め、その中の一つでありますデジタル社会形成整備法の施行があります。この法律の中に個人情報保護法の改正による全国的な共通ルール等の内容が含まれています。

また、通信技術の発展に伴い、多様なサービスの登場により個人情報を使用するサービスの利用の増加、それに伴う個人情報を取り扱う意識の向上があります。

一方、個人情報を利用するサービスの増加に伴い、不正アクセスの増加などによる個人情報の流出等、個人情報を取り巻くリスクの拡大も見られています。

このサービス利用増加により、個人情報を取り扱う団体も増えておりますが、団体ごとに規定、運用が異なり、データ流通の支障となる可能性やルールが整備されていない等、個人情報保護水準の問題も見られています。

そのほか、個人情報に関しましてグローバル経済の中でこの個人情報の取扱いについても、国際社会における制度調和が必要となってきております。

以上のような要因や問題に対応した個人情報保護制度の見直しが必要となり、個人情報保護に関する法律、個人情報保護法の改正が行われました。

続きまして、2ページをお開きください。次に、どのような見直しがされたのか、主な内容をまとめております。

まず初めに、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールが法律で設定されました。

また、その法律の的確な運用の確保のため、国がガイドラインを策定しました。

なお、各地方自治体等においては、その法律の範囲内で必要最小限に独自の内容を決めることが許されております。

こういった個人情報の取扱いに関する全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます。

今話しました内容がその下に図化されておりますが、以下の中に左側が現行、右側が見直し後となっております。現行では、国、民間、地方自治体がそれぞれ所管、法令に基づき、個人情報の運用を行っておりますが、それが見直し後の右の図になります。法令は国が運用する行政機関個人情報保護法、独立行政法人等が運用する独立法人等個人情報保護法、民間、地方自治体等が運用する個人情報保護法が一つにまとめられ、新たに個人情報保護法に基づき取り扱うこととなります。また、それぞれの所管が今まで総務省だったり個人情報保護委員会、あと各地方公共団体となっていたものが個人情報保

護委員会に一元化されます。

続きまして、3ページになります。この見直しに伴い、当町に関する取組をまとめております。

まず、個人情報の保護に関する法律施行条例を制定いたします。これは、さきに説明いたしました法律の範囲内で地方自治体は必要最小限の独自の内容を決めることが許されていることから、個人情報の開示に関する手数料やその期間のことなど、個人情報の運用に関して独自で定めることができる範囲の中でこの条例において規定する予定です。

中段以下に当町における条例整備関係をまとめております。個人情報保護に関する法律施行条例の制定のほか、情報公開・個人情報保護審査会条例の制定があります。また、関連した条例の一部改正として、情報公開条例の一部改正などがあります。

それに伴い、関係する規則、要綱の整備、法律で新たに定められた個人情報ファイル簿の作成を実施いたします。ここでいう個人情報ファイル簿とは、細かな定義がありますが、個人情報を含む情報の集合物、例えば簿冊やデータなど。この簿冊やデータにつきまして整備された1,000件以上のものを個人情報ファイル簿として作成等を行い、法律、ガイドラインに基づき運用していきます。

個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、現在の羽幌町個人情報保護条例は廃止となります。

なお、現行において個人情報保護条例の中で実施機関の一つとして議会にも提議されていましたが、改正後の個人情報保護に関する法律の適用は、議会はそれを受けないことから、自律的に個人情報の取扱いに関する規律を整備することが必要となり、令和5年4月に向けて現在検討されることと思います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

逢坂委員長

ありがとうございます。

それでは早速、まず2番目の地方公務員法改正に伴う職員の定年延長等について質問のある方ありませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 16:31～16:44

阿部委員 定年延長になることによって、例えば新たな人件費、財政的な負担というのが出てくるのか。現状のところである程度抑えられるのか、その辺だけお聞きしたいと思います。

宇野係長 予算等の影響額ということと思うのですけれども、現在も60歳で退職して再任用制度というのは今もありまして、現在の再任用制度というのは退職時の給料の大体5割ぐらゐの給料額となっております。期末、勤勉手当の率も我々常勤職員よりも低い率となっております。ただ、今年定年延長になって、退職が61歳、62歳となったときには、給料月額が7割になりますけれども、期末、勤勉手当の支給率も我々常勤職員と同じく4か月以上ですね、4.何月が支給されることとなりますので、その分としては予算額としては増えてくるかなと思うのですが、具体的な金額まではまだ計算できておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

阿部委員 あともう一点だけ、定年がこの延長することによって、職員数の部分でいくと、新規採用というものを、今までだったら定年されて、再任用となることもありますけれども、補充してというような感じでやっていたと思うのですけれども、その辺は今後どうしていくのかお聞きしたい。

敦賀課長 定員管理につきましては、これまでもそうなのですけれども、その年度ごとの退職者数に応じた新規採用を行うわけではなくて、例えば令和5年度で5人退職します。令和6年度で5人採用します。そういうわけではなくて、中長期的な視点で退職者を把握しつつ、ある程度平準化しながらこれまでも採用してきている状況です。このことについては、令和5年度以降定年延長により退職者が発生しない年度もあるということで、また自己都合で退職する方も一定程度いるということもありますので、その辺も踏まえつつ、年齢別の職員数に偏りが生じないように、これまでと同様にその辺を見込みながら、平準化しながら職員は継続して採用していきたいというふうに考えております。

船本委員 この役職定年制の役職という意味は、課長だけのことなのですか、それとも係長も含めるのですか。

宇野係長 1ページの(2)のところ、基本的にはここで言っているのは管理職の職員、課長、課長補佐、主幹、その管理職の方たちは管理職以外の職に降任するという形になります。それ以外の係長だとか主査とかで退職した場合については、基本的にはそこから降任ということにはなりません

が、あくまでもここで言っているのは管理職の役職について降任させるということのものです。

敦賀課長 今宇野係長言ったとおりで、基本的には管理職手当をもらっている管理職が役職定年で降格するというような形で考えていただければと思います。

船本委員 1 ページの一番下に管理職以外の職に降任等させると。この等というのは何なのですか。

宇野係長 降任等の中には降格、等級が下がるということ、降任、あと給料が下がるということも含めて降任等ということで記載させていただいております。

船本委員 こういう方法でやるとなれば、例えば現在臨時職員、嘱託も含めて、1年違いのことですから、こういう人たちの影響というのはどうなのですか。例えば今現在7人いると。ここに、少ないところに張りつけしていくのかなと思うのだけれども、例えばなければどうしても1人増えるとなれば、今ここに臨時職員なり嘱託職員がいると。どっちも同じなのだけれども、1年違いなら。そういう人たちを使わないとなれば、また若い人たちの働く場の問題出てくるし、そこら辺どうなのですか。

敦賀課長 その辺につきましては、先ほど触れさせていただいたのですけれども、そういう退職者数の中長期的に見込んだ中で平準化しながら採用していくということですので、急に定年延長で職員数がぐっと上がるということではなくて、一定程度そういう平準化して採用して、職員数も大幅に増えるだとか、そういうことがないような形で体制は維持していきたいというふうに考えておりますので、その辺で会計年度任用職員の方が不要になるとか、そういうことで考えては今のところございません。

船本委員 最後にもう一点、類似団体、人口規模が同じようなところとうちの実際の職員数と、類似団体ではどういう状況になっていますか。

敦賀課長 その辺も類似する人口の町村と比べてみたことはあるのですが、基本的にはそこそこでばらつきがあるので、一概に言えないのですが、羽幌の場合はそんなに、類似団体から比べると突出して高いとかそういうことではないかなと。基本的には、うちは離島を抱えている部分がございますので、例えば電気系の職員で7名いるだとか、あと離島支所の職員で2名の2つありますので、4名で、合計11名ぐらいは離島関係で職員が多いような形になっておりますので、その辺を差し引くと、そんなに突出して大人数とかということではないのかなというふうには考えております。

森 議 長 今1点目として、船本委員が聞いたことに補足的な説明をお願いしたいのですが、課長級、管理職がそうなるということなのですが、僕らのイメージとしては、では係長で残るのか、再任用の場合は平という言い方はよくないのかもしれないし、役職なしみたいな形なので、その辺は具体的にどういうふうにするのか、現実的に。

敦賀課長 その辺につきましては、先ほど係長のほうから係長、主査クラスに降格するというような感じで考えておまして、やはり係長とかになってしまうと、下から上がってくるポストがなくなるだとか、そういうこともあるものですから、基本的にはその体制を見ながら適材適所という形で考えていくことになると思うのですが、基本的にはそういう主査クラス、あとは体制を見ながら係長になる方もいるかもしれませんが、基本的にはそういう形で考えております。

森 議 長 基本的には主査クラスということでもいいですか。

敦賀課長 そうです。

森 議 長 それと、退職金の関係なのですが、詳しく聞く必要もないのですが、要するにここのイメージとしては普通退職金の決まるあれというのは最終的な報酬とかそういうところを計算するのですが、ざっと今の段階では60のところまで辞めたときのものが一番高いということですので、仮に63、65であってもその部分を運用していくというこ

となのだと思います。それ以降の働いたものに対して、新たな加算制度みたいなことというのは特に考えているのでしょうか、退職手当組合……

宇野係長 退職手当組合に対する負担金の額ということですか。加算になるような……

森 議 長 説明が悪くてすみません。例えば今60といった場合に、仮に高校出てストレートで入った場合42年間働くわけですよ。それに対しての退職金という意味合いだというふうに思っております。計算の仕方は必ず、42年ではなくて35年でも同じだとかいろいろあると思うのですが、今後まさに18で入った場合に65までということになって、7年間延びるわけですね。退職金制度としては、今対象になる65歳未満で終わるような人たちは60までの部分としてぼんとそれをスライドしていくということのかなというイメージなのですが、そういう人も4年余分にお金も払うし、場合によっては退職金の引当金みたいなのもしあるのであれば、その中でそれを加算されて、通常今まで60で終わったものより少し増えるのかみたいなイメージでいたのですが、全く変わらないのかという感じなのですか。

宇野係長 退職金の支給に関して、今すぐお答えできるものはないのですが、すみません。ただ、当然年数が延びることによって、最終的な計算の方法というのは変わってくるのかなというふうには認識しておりますが、その辺調べさせていただいて、後日お答えさせていただきたいと思います。

森 議 長 知らなくてもいいとは思っているのですが、一応仕組みとしてはそういう仕組みがないと、長く働いたのに退職金が60まで働いたときと同じですよというのはおかしいという思いがありますので、いつまで返事してくださいとか、そんなことでは全然ないので。あと厚生年金、いわゆる年金関係のことの影響というのはどういうふう考えていますでしょうか。

宇野係長 年金に関しましては、現在も支給の年齢というのが引き上げられている

状況ですので、基本的には今現行の再任用の方と同じような形で進んでいくのかなというふうには考えておりますけれども、その分に関して当然ご本人の保険料の負担だとか、あと事業所として町として負担する部分というのも当然増えてはきますけれども、その辺は給料の額に応じてということなので、これまでの再任用と同様の形で支給していく形になると思います。

森 議長 いろいろあると思うのですけれども、私は知らなくてもいいことなので、後々調べて云々というのは要りませんので、役職とか退職金についてぐらいは知っておいてもいいかなと思いますので、何かのタイミングで教えてもらえればなと思います。終わります。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、2件目については終わります。

それで、3件目、個人情報保護法改正に伴う制度の見直しについて質問あればお受けいたします。何か聞くことありませんか。(なし。の声) ないようですので、それではこれで総務課所管の2件の案件についてはこれで終了いたします。

本日の総務産業常任委員会はこれで終了いたします。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。